

馬場町会規約

第1章 名称と事務所

(名称)

第1条 本会は、馬場町会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、町会長宅に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、町会の発展振興と住民の共存共栄の推進に努めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び研修活動
- (2) 会員の福祉及び厚生に関する事業
- (3) 地域の生活環境の改善及び充実に寄与する事業
- (4) 地域の防災に関する事業
- (5) 伝統諸行事の実施及び継承
- (6) 各種関連諸団体との連携協力
- (7) 地域の青少年健全育成
- (8) 町会会館の管理運営
- (9) その他本町会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員と会費

(会員)

- 第5条
1. 本会の会員は、馬場町内に住所を有する個人とする。
 2. 本会の活動を賛助する個人及び法人は、賛助会員となることができる。

(会 費)

- 第6条 1. 本会の会費は、1世帯あたり月額100円とする。
(このうち20円は、衛生自治会費とする。)
2. 会費は、毎月末までに会計に納入するものとする。(全納することもできる。)
3. 賛助会員の会費は、1口月額1,000円とする。

(入 会)

- 第7条 1. 会員になろうとするものは、会長に届け出るものとする。
2. 本会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(会費の不返還)

- 第8条 会員が退会する場合、すでに納入した会費は返還しないものとする。

第4章 役 員

(役員構成)

- 第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-------|
| 1. 町会長 | 1 名 |
| 2. 副町会長 | 若干名 |
| 3. 理 事 | 若干名 |
| 4. 班 長 | 各班に1名 |
| 5. 会 計 | 2 名 |
| 6. 監 事 | 2 名 |

(役員選出)

- 第10条 1. 町会長及び副町会長は、理事会において理事の中からこれを推薦し、総会の承認を得る。
2. 理事は、各班から1名の推薦委員により構成される理事選考委員会において選出する。また、町会内の各種関連団体の推薦により若干名の理事を選出することができる。いずれの場合も総会の承認を得る。
3. 班長は、各班内にて選出する。任期は1年とし再任は妨げない。
4. 会計は、理事会において選考し、町会長がこれを委嘱する。
5. 監事は、理事会において一般会員の中からこれを推薦し、総会の承認を得る。
6. 監事は、他の役員の職務を兼務することはできない。

(役員任期)

- 第11条 1. 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 班長の任期は、1年とする。
 3. 会長の任期は、原則として3期までとする。
 4. 役員に欠員が生じたときは、第10条に従い、新たに役員を選出し、補充することができる。ただし、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

- 第12条 1. 町会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副町会長は、町会長を補佐し、町会長に事故ある時はその職務を代行する。
 3. 理事は、会務の執行及び重要事項について審議決定にあたる。決定事項については次の総会に報告しなければならない。
 4. 理事は、第21条の専門部会いずれかに必ず所属する。
 5. 班長は、各班を統括し、班の運営活動及び会員相互の友好親善に努め、会議での決議事項等の連絡執行にあたる。
 6. 会計は、本会の会計事務を担当する。
 7. 監事は、会計を監査し、その内容を総会に報告する。

(顧問、相談役)

- 第13条 1. 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。
2. 顧問及び相談役は、町会長の推薦により、総会の承認を得て委嘱する。
 3. 顧問及び相談役は、重要事項につき、町会長の諮問に応じる。

第5章 会 議

(会議の種類)

- 第14条 1. 本会の会議は、総会、役員会、理事会、専門部会、及び班長会とする。
2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第15条 1. 総会は、会員をもって構成する。
2. 役員会は、正副町会長をもって構成する。
 3. 理事会は、各理事をもって構成する。
 4. 専門部会は、各専門部の部員をもって構成する。
 5. 班長会は、各班の班長をもって構成する。

(会議の機能)

第 16 条 1. 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) その他本会の運営に係わる重要事項

2. 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決された事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

3. 理事会は、会務の執行に関する重要な事項を議決する。

4. 部会は、各専門部の運営に関する事項を協議する。

5. 班長会は、班内活動における問題等を協議し、特に必要とする案件については理事会に申告し、審議を要請することができる。

(通常総会)

第 17 条 通常総会は、毎年度 1 回開催する。

(臨時総会)

第 18 条 臨時総会は、役員会が必要と認め、総会の目的たる事項を示し、開催請求があったときに開催する。

(役員会)

第 19 条 役員会は、必要に応じて開催する。

(理事会)

第 20 条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、必要に応じて開催する。

(専門部会)

第 21 条 1. 本会の事業運営のために次の専門部会を置く。また、必要に応じて部会を増やすことができる。

2. 各専門部会において、部長、副部長を選出する。

- ①. 総務部・・・庶務、連絡調整、書記、会館管理、及びその他の事項を担当
- ②. 文化部・・・社会教育、体育、青少年育成指導、伝統行事、及びその他文化教養に関する事項を担当

- ③. 衛生部・・・環境衛生及び保健衛生に関する事項を担当
- ④. 防災部・・・防犯、防火、風水害、交通災害、及び公害対策等に関する事項を担当
- ⑤. 女性部・・・各専門部と連携し、町会の行事及び事業活動に協力する。

(班長会)

第 22 条 班長会は、必要に応じて開催し、本町会の会務に協力するとともに、町会からの周知事項を班員に連絡する。

(会議の招集)

- 第 23 条
- 1. 総会、役員会及び理事会は、会長が招集する。
 - 2. 部会は、必要に応じて、各専門部長が招集する。
 - 3. 班長会は、会長が招集する。

(議 長)

- 第 24 条
- 1. 総会の議長は、総会において、出席会員の中から選出する。
 - 2. 役員会及び理事会の議長は、町会長がこれにあたる。

(書 記)

- 第 25 条
- 1. 書記は、総会、役員会及び理事会における議事内容を記録し、議事録として保存する。
 - 2. 書記は、総務部に所属する。

(議 決)

第 26 条 すべての会議の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第 27 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。

(運営経費)

第 28 条 本会の運営経費は、会費、寄付金、助成金、事業収入金、及びその他を以てこれにあてる。

第7章 規約の改廃

(規約の改廃)

第29条 本会の規約の改廃は、総会において、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第8章 細則

(細則)

第30条 役員会及び理事会は、本規約を施行するにあたり、必要に応じて、細則を定めることができる。その場合、次の総会において承認を必要とする。

附則

1. 旧馬場町会規約及び内規（慶弔規定）は、平成24年4月28日をもって廃止する。
2. 本規約は、平成24年4月28日から施行する。